

# 西宮市サービス付き高齢者向け住宅登録制度実施要綱

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)の規定により、市長が行うサービス付き高齢者向け住宅の登録等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 登録等の手続き

### (事前協議)

**第2条** 法第6条第1項の規定により法第5条第1項の登録又は同条第2項の登録の更新の申請を行おうとする者は、当該申請に先立ち西宮市有料老人ホーム等設置指導要綱(以下「設置指導要綱」という。)第4条第1項に規定する協議を行わなければならない。

2 法第9条第1項の届け出又は法第11条第3項の届け出を行おうとする者は、当該届け出に先立ち設置指導要綱第4条第4項に規定する協議を行わなければならない。

### (登録の申請)

**第3条** 法第6条第1項の規定により法第5条第1項の登録の申請をしようとする者は、法第6条第1項に掲げる申請書の正本1通及び副本1通に、それぞれ国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「省令」という。)第6条及び第7条に定める書類を添えたもの(以下「登録申請書類」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の登録を行ったときは、サービス付き高齢者向け住宅登録通知書(様式1)をもって申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の登録を行わないときは、登録しない旨の通知書(様式2)により申請者に通知するものとする。

### (登録の更新申請)

**第4条** 法第6条第1項の規定により法第5条第2項の登録の更新の申請をしようとする者は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録更新申請書(様式3)並びに法第6条第1項に掲げる申請書の正本1通及び副本1通に、それぞれ省令第6条及び第7条に定める書類を添えたもの(以下「登録更新申請書類」という。)を登録有効期限までに市長に提出しなければならない。ただし、省令第7条第1号から第5号までに掲げる書類については、既に都道府県知事に提出されている当該書類の内容に変更がない時は、申請書にその旨を記載して当該書類

の添付を省略することが出来るものとするが、第6号に掲げる書類については、協議の上、省略することが出来るものとする。

- 2 市長は、前項の登録の更新を行ったときは、サービス付き高齢者向け住宅登録更新通知書（様式4）をもって申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の登録の更新を行わないときは、登録の更新をしない旨の通知書（様式5）により申請者に通知するものとする。

#### （添付書類）

**第5条** 省令第7条第6号の規定に基づき市長が必要と認める書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 登録を申請しようとする者が、代理人を定める場合における委任状（様式ア）
- (2) 更新を申請しようとする者が、代理人を定める場合における更新申請用委任状（様式ア）
- (3) 登録申請者及び役員等一覧（様式ケ）
- (4) 法第17条に規定する登録事項等についての誓約書（様式オ）または有料老人ホーム重要事項説明書
- (5) 縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅の位置を表示した付近見取図
- (6) 縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅の敷地内における位置を表示した配置図
- (7) 各居住部分の平面詳細図及びその他詳細図
- (8) 省令第8条の規定により各居住部分の床面積を25㎡未満とする場合は、西宮市サービス付き高齢者向け住宅登録制度運用基準2①で示す具体的な確認方法(1)または(2)を満たしていることが確認できる検討書（様式カ）
- (9) 各居住部分（省令第8条の規定により各居住部分の床面積を25㎡未満とする場合は、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同で利用するため十分な面積を有すると判断する部分を含む。）の床面積求積図・求積表等
- (10) 西宮市有料老人ホーム等設置指導要綱第4条第3項に規定する事前協議完了通知書の写し
- (11) サービス付き高齢者向け住宅の整備をして当該事業を行う場合にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の写し（整備を要しない等の理由で確認申請の必要が無い場合は、その報告書）
- (12) その他市長が必要と認める書類

#### （登録の拒否）

**第6条** 市長は、法第8条第1項の規定により登録を拒否するときは、同条第2項の規定により登録を拒否する旨の通知書（様式6）をもって申請者に通知するものとする。

#### （申請の取り下げ）

**第7条** 申請者は、登録を受ける前に当該申請を取り下げようとする場合は、登録の申請を取り下げる旨の届出書（様式7）の正本1通及び副本1通を速やかに市長に提出しなければな

らない。

#### (登録事項等の変更の届出)

- 第8条** 法第9条第1項の規定により登録事項等の変更の届出をしようとする者は、省令第16条第1項に掲げる変更届出書の正本1通及び副本1通に、それぞれ省令第16条第2項に定める書類を添え、変更のあった日から30日以内に市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の変更の登録を行った時は、届出印を押印した副本をもって申請者に通知するものとする。
- 3 第6条の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

#### (地位の承継の届出)

- 第9条** 法第11条第3項の規定により地位の承継の届出をしようとする者は、地位の承継の届出書(様式8)の正本1通及び副本1通を承継の日から30日以内に市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の地位の承継の登録を行った時は、届出印を押印した副本をもって申請者に通知するものとする。
- 3 第6条の規定は、第1項の規定による届出について準用する。
- 4 第8条第1項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

#### (廃業等の届出)

- 第10条** 法第12条第1項の規定により廃業等の届出をしようとする者は、廃業等届出書(様式9)の正本1通及び副本1通に、第3条第2項のサービス付き高齢者向け住宅登録通知書(法第5条第2項の登録の更新を行った者は第4条第2項のサービス付き高齢者向け住宅登録更新通知書)を併せて、廃業する日の30日前までに市長に提出しなければならない。
- 2 法第12条第2項の規定により廃業等の届出をしようとする破産管財人は、廃業等届出書(様式10)の正本1通及び副本1通に、第3条第2項のサービス付き高齢者向け住宅登録通知書(法第5条第2項の登録の更新を行った者は第4条第2項のサービス付き高齢者向け住宅登録更新通知書)を併せて、廃業した日から30日以内に市長に提出しなければならない。
- 3 市長は第1項または第2項の廃業等の登録を行った時は、届出印を押印した第3条第2項のサービス付き高齢者向け住宅登録通知書(法第5条第2項の登録の更新を行った者は第4条第2項のサービス付き高齢者向け住宅登録更新通知書)をもって申請者に通知するものとする。

#### (登録抹消の申請)

- 第11条** 法第13条第1項第1号の規定により登録の抹消を申請しようとする者は、サービス付き高齢者向け住宅登録抹消申請書(様式11)の正本1通及び副本1通を速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の登録の末梢を行ったときは、サービス付き高齢者向け住宅登録抹消通知

書（様式 12）をもって申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、第 1 項の登録の抹消を行わないときは、登録抹消しない旨の通知書（様式 13）により申請者に通知するものとする。

### 第3章 その他

#### （報告の徴収等）

**第12条** 市長は、法第 24 条第 1 項の規定により登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下「登録事業者等」という。）に書面で報告を求めるときは、サービス付き高齢者向け住宅に関する報告について（様式 14）により行うものとする。

- 2 登録事業者等は、市長から法第 24 条第 1 項の規定により報告を求められたときは、原則として、サービス付き高齢者向け住宅に関する報告書（様式 15）により、速やかに市長に報告しなければならない。

#### （整備完了報告）

**第13条** 登録事業者は、サービス付き高齢者向け住宅の整備をして当該事業を行う場合にあつては、法第 24 条第 1 項の規定により、当該申請に係る住宅の整備完了後、速やかにサービス付き高齢者向け住宅の整備が完了した旨の報告書（様式 16）の正本 1 通を立入検査後、市長に提出しなければならない。

#### （指示）

**第14条** 市長は、登録事業者に法第 25 条各項の規定による指示を行うときは、指示書（様式 17）により行うものとする。

- 2 市長は、緊急を要する等の特別な理由があると判断した場合においては、前項の手続きによらないで、登録事業者に指示できるものとする。

#### （立入検査）

**第15条** 市長は、第 3 条の規定による登録の申請時または第 4 条の規定による登録の更新申請時及び省令第 8 条から第 10 条に掲げる基準に関する第 8 条の規定による変更の届出時において法第 24 条第 1 項の規定に基づき立入検査を行うものとする。

- 2 市長は、前項に基づく立入検査を行うときは、あらかじめ登録事業者に対し、立入検査の日時及び場所等を調整し、サービス付き高齢者向け住宅の整備が完了した旨の報告書（様式 16）の提出前に行うものとする。
- 3 市長は、立入検査の結果、是正すべき必要がある場合は、法第 25 条の規定により登録事業者へ指示するものとする。
- 4 市長は、是正した内容を現地確認する必要がある場合においては、サービス付き高齢者

向け住宅事業立入検査実施通知書（様式 18）により登録事業者に対し通知し、再度の立入検査を行うものとする。

**（登録の取消し）**

**第16条** 市長は、法第 26 条第 1 項又は同条第 2 項の規定により登録を取り消したときは、サービス付き高齢者向け住宅登録取消通知書（様式 19）により当該登録事業者であった者に通知するものとする。

**（その他）**

**第17条** この要綱に定めるもののほか、登録等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

**附 則**

この要綱は、平成 23 年 10 月 20 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。